平成 30 年度

自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

第 11 期

事業計画

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行 平成30年度事業計画

当行は、平成 26~28 年度における第 3 次中期経営計画を受け、平成 29~31 年度における第 4 次中期経営計画(以下、「4 次中計」という。)を策定している。本事業計画は、4 次中計の 2 年目に当たる平成 30 年度について、同中期経営計画の達成を着実に推進すべく定めるものである。

当行は、株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号。以下、「法」という。)において、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むこととされている。

このため、当行においては、従来から完全民営化に向けた収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化(会社法に準拠した意思決定の実施、リスク管理体制の精緻化等)などの取組を行ってきたところであり、今後もそうした取組を推進・強化していく。

また、当行に対しては、平成27年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号。以下、「平成27年改正法」という。)により、危機対応業務が義務付けられるとともに、企業の競争力強化や地域活性化に資する成長資金を供給するため新たに特定投資業務が措置されたほか、当分の間の政府関与継続に伴う適正な競争関係への配慮義務が課されている。

上記の平成 27 年改正法による措置を踏まえながら 4 次中計を策定しており、当行としては、当該法改正による措置も含めた法の趣旨に従い、引き続き 4 次中計の方針の下で、リスクマネー供給規模の拡大に加えて、企業の成長支援や地方創生・地域活性化などに資する適切なリスクテイクを行うなど、成長資金供給の活性化等に向け取り組む所存である。

4次中計に基づく具体の施策

1.目指す将来像

当行は、産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応 能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な 要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たす所存であ る。

2.第4次中期経営計画

(1) 社会的課題と当行の役割

人口問題、気候変動・資源エネルギー、グローバル化、技術革新等、将来の外部環境が変化する中、持続可能な経済社会の実現に向け、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働し、金融市場の活性化・安定化(危機対応の適切な遂行、リスクマネーの供給、多様な投融資機会の創出、ナレッジの提供と応用)に貢献する。

(産業の創造・転換と成長)

- ・ 新技術の事業化や成長への投資など、イノベーションを促進
- 事業再編等を推進し、産業の生産性向上・競争力強化に貢献
- ・ 顧客のグローバル展開を支援

(インフラ再構築・強化)

- ・ エネルギー市場の変革を推進
- グローバル交通ネットワークへの貢献
- PPP・PFIの推進
- 都市と不動産市場の成長をリード
- ・ グローバルな都市競争力への貢献

(地域の自立・活性化)

- インバウンド等、地域特性に応じた産業振興への貢献
- ・ 事業承継・海外展開等、地域企業の新たな課題への取組
- ・ 地域金融機関の資金運用ニーズへの対応

(環境・防災・健康)

低炭素型社会の実現

- 災害に強い産業・都市を推進
- 健康経営を支援

(2) 第4次中期経営計画の基本方針

不確実性が高まる事業環境の中、様々な金融機関や事業会社等と連携・協働 しながら、新たな事業展開を加速するとともに、非財務資本を含めた経営基盤 を強化し、経済価値と社会価値の両立に取り組む。

3. 平成 30 年度事業計画

(1) 事業戦略

- ・ 航空宇宙、通信、ヘルスケア、ロジスティクス等、イノベーションの進む 分野を開拓し、企業向け成長投資を推進
- ・ エネルギー分野、運輸・交通及び都市開発分野を中心に、ストラクチャードファイナンスのアレンジやメザニンファイナンス、長期投資を内外ー体に加速
- ・ 事業承継等の地域の課題に対し、地域金融機関との共同投資を推進
- 地域企業のグローバル化等、新たな課題に対するコンサルティング強化
- ・ 地域金融機関他に対し、内外の投融資機会を提供するとともに、取り扱 うオルタナティブ商品を拡充
- ・ 熊本復興ファンド等、引き続き指定金融機関としての業務のみならず、 セーフティネット機能を発揮するため、総力を挙げて対応

(2) 経営基盤戦略

(資金調達)

・ 良質なリスクマネーの提供を適確に行うため、SRI債等の資金調達手 法の多様化に努め、引き続き、質・量ともに安定的な財源の確保を図る。

(リスク管理態勢)

・ 良質なリスクマネーの供給を支える自己資本の充実に努めつつ、信用リスクをはじめとする各種リスクを統合的に管理して安定性と効率性と経済性に配意した資本運営を行い、健全な自己資本比率を維持する。

(人材育成)

リスク対応力を高めるため、人員を拡充し、能力開発に努める。

・ 残業時間の削減を含めた、働き方改革に取り組む。

(基盤整備)

・ 情報基盤の整備や権限委譲を進め、意思決定の迅速化を図る。

(外部連携)

・他の金融機関等との連携・協働に努め、コミュニケーションを強化する。

. 平成 27 年改正法による措置に基づく当行の施策

1. 危機対応業務の実施方針

(1)株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の方針

- ・ 発生した危機の内容を正確に把握するため、事業者等からの情報収集・ 状況把握に努め、必要に応じ、速やかに適確な対応方針を策定するとと もに、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務規程に定める相談窓口に おける対応等を迅速に実施する。
- 特に大規模危機等が発生した場合においては、営業時間帯のみならず休日も実施する等、資金供給を必要とする事業者の需要に適確に応える体制を整備する。
- ・ 機動的な人員配置により危機対応業務を実施する部店の体制を強化する 等、危機対応業務の適確な実施に支障を生じさせない体制を整備する。
- ・ 継続中の危機については、平成27年改正法による当行への危機対応業務の義務化の趣旨を十分に踏まえ、引き続き指定金融機関として適時適切に対応する。熊本地震にかかる危機対応については、震災発生以降、インフラや地場企業向けに支援を行ってきたが、引き続き、同震災からの本格的復興に向け、危機対応業務を適確に実施する。

(2)株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた 取組

- ・ 危機対応業務を統括する業務企画部と、危機対応業務を実施する指定営業所たる支店も含む各投融資業務担当部店との間で、平時においても緊密な連携を図ることとし、本事業年度においても、特に危機対応業務の義務化の趣旨及び危機対応業務の適確な実施に関する事項を各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施する。
- ・ 危機発生時における迅速な対応にも資するよう、日頃の取引を通じ、不 断に産業動向を分析するとともに、顧客との関係構築や地域金融機関を はじめとする民間金融機関との意見交換の実施を通じて、幅広いネット ワークの構築、情報交換に努め、必要に応じて、当行が指定金融機関と

して実施してきた危機対応業務の実績やノウハウの共有に取り組む。

(3) その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

・ 危機対応業務の適確な実施のため、危機対応準備金の適正な規模を判断 するなど、必要な財政基盤を確保しながら適確に業務を執行する。

2.特定投資業務の実施方針

(1)特定投資業務の実施に係る基本的な方針

- ・本事業年度における特定投資業務は、事業規模を 2,580 億円とし、本事業年度において新たに策定等される成長戦略や地域活性化等に関連する政府決定等も十分に踏まえて取り組むこととする。なお、特に地域向けの成長資金供給については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」(平成 29 年 12 月 22 日閣議決定)において、民間金融機関との「共同商品・協働ファンドの組成等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェア等の連携を促進」することが掲げられていること等を踏まえ、より一層地域における協働案件の発掘に注力し、地域向けの成長資金供給の拡大を目指す。
- ・ 特定投資業務にかかる措置が、我が国において民間金融機関等による成長資金の供給が必ずしも十分に行われていない状況の下で、民間金融機関等による自立的な成長資金の供給の促進ならびに我が国経済の喫緊の課題である地域経済の活性化および我が国の企業の競争力の強化を図るために時限的に講じられるものであることを踏まえ、次の各号に掲げる事項に特に留意して特定投資業務を行う。
- ① 民業の補完または奨励に徹することとし、民間金融機関等による資金 供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して、率先して資金供給を 行うこと。他方、民間金融機関等との適切なリスク共有にも留意するこ と。
- ② 民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用および民間を中心とした 資本市場の活性化を促進するため、特定投資業務の案件において民間 金融機関等からの出資等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、

民間金融機関等との協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくとともに、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件にかかる事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、より一層共同ファンドの組成・活用に注力すること等により、積極的なノウハウの提供等に努めること。特に地域においては、成長資金供給の状況等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、相対的にリスクの低い成長資金供給から先行的に複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努めること。

- ③ 地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる 施策をはじめとする関係施策と適切に連携するため、特定投資業務の 実施に当たっては、関係省庁、地方公共団体および政府関係機関その他 関係者と相互に連携を図りつつ協力し、適切な役割分担の下で業務を 行うこと。特に、特定の政策目的に合致する案件については、原則とし て、当該目的のために時限的に設置された官民ファンドの役割を優先 すること。
- ・ 特定投資業務において保有する有価証券等を民間金融機関等に譲渡する ことを通じて、民間金融機関等による成長資金の供給促進に寄与するこ との重要性を踏まえ、政策目的との整合性、長期収益性の確保及び特定 投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の特性等に留意し つつ、当該有価証券等をできる限り早期に民間金融機関等に譲渡するよ うに努めること。

(2)一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置

・ 特定投資業務の実施に当たって、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、 民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働に よる成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完ま たは奨励に徹することについて、各投融資業務担当部店等に周知徹底す るなどの取組を実施するとともに、特定投資業務による資金供給が一般 の金融機関が行う金融および民間の投資を補完し、または奨励するもの であることについて、特定投資業務規程等に定める方法により案件ごと にあらかじめ確認する。

- ・ また、政府による出資を受けて実施する業務であること等を踏まえ、次 に掲げる事項に沿って業務を実施することとし、特定投資業務規程等に 定める方法により案件ごとにあらかじめ確認する。
 - ① 民間投資ファンド等の活動を不当に妨げるようなことがないよう、特定投資業務による資金供給の決定に当たり、市況、民間投資ファンド等の取引状況等を考慮し、市場規律を尊重すること。
 - ② 特定投資業務による資金供給に当たり、当該資金供給を受ける事業者が実施する他のプロジェクト等のために当行の特定投資業務以外の業務による資金供給を行うことを契約の条件とするなど、特定投資業務を実施することに伴う優越的地位を濫用しないこと。
- ・ 民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況に関する監視や、 政策目的との整合性を含む業務実績の評価等のため、取締役会の諮問機 関として設立した外部有識者機関である特定投資業務モニタリング・ボードを原則として半期毎に、また必要に応じて開催する。また、特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、その状況を財務大臣へ報告する。

(3) 法附則第2条の12第3項に規定する特定事業活動に対する金融機関その 他の者による資金供給の促進に係る取組

- ・ 成長資金供給規模の確保や民間を中心とした資本市場の活性化の促進に 寄与するため、特定投資業務の案件において民間金融機関等からの出資 等による出来るだけ多くの資金供給を確保し、民間金融機関等との協働 による成長資金供給の成功事例を積み上げていく。
- ・ また、地域における金融機関をはじめ成長資金の供給主体において案件 にかかる事業性評価等のいわゆる目利きができる人材が育成されるよう、 民間金融機関等との協働による成長資金供給に当たっては、より一層共 同ファンドの組成・活用に注力すること等により、民間金融機関等との

情報交換やノウハウの積極的な提供に努める。

- ・特に地域においては、成長資金供給の状況等を踏まえ、当行による積極的な案件形成を通じ、相対的にリスクの低い成長資金供給から先行的に複数の案件を成功体験として積み上げていくことにより、地域金融機関によるリスクテイクの範囲を徐々に拡大させていくとともに、地域の企業の成長に向けたリスクテイクを促すことにより、地域における成長資金供給の好循環を生み出すことに努める。
- ・ 特定投資業務モニタリング・ボードにおいて、法附則第2条の12第3項 に規定する特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の 促進への寄与の観点から、特定投資業務の適確な業務運営について検証 等を行うとともに、各案件について適切にモニタリングする。

(4) 法附則第2条の16 第2項第4号の体制による特定投資業務の実施状況に 係る評価及び監視の結果を踏まえた対応

- ・ 平成 29 年度に開催した特定投資業務モニタリング・ボードにおいては、 主に地域案件について、地域での人材育成や地方創生に資するという観点で、地域金融機関との協働ファンドからの個別案件の進捗への期待が表明された他、事業者に対し、資金やナレッジの提供に留まらず、ビジネスモデルまで踏み込むサポートが望ましいとの意見を頂いた。これを踏まえ、これまでに意見のあった各案件に係る適切なモニタリング及び地域案件への取組推進に加え、地域案件については、地域金融機関との協働ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開に努める。
- ・ また、今後開催する特定投資業務モニタリング・ボードでの議論等については、適時適切に特定投資業務の実施へ反映する。

(5) その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

・ 特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況をの他の特定投資業務の実施状況を検証するため、全国銀行協会(全銀協)、全国地方銀行協会(地銀協)及び第二地方銀行協会(第二地銀協)

との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。また、そこでの議論が特定投資業務の適切な運営に活かされるよう、意見交換の内容については、特定投資業務モニタリング・ボードにおいて検証等を行い、適時適切に特定投資業務の実施へ反映するとともに、これらの取組の状況を財務大臣へ報告する。

3.他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針

(1)他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針

政府信用を背景にした市場規律をゆがめるような投融資等についてはこれらを厳に慎むものとし、徒に規模を拡大するようなことのないよう、 適切に業務を運営する。

(2)一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組

- ・ 業務運営における他の事業者との間の適正な競争関係の確保にかかる状況をの他の業務の実施状況を検証するため、全銀協、地銀協及び第二地銀協との間で、毎事業年度、原則として半期毎に、また必要に応じて随時、意見交換を実施する。
- ・ 平成 27 年改正法の趣旨を踏まえ、取締役会の諮問機関として位置付けられたアドバイザリー・ボードを活用し、適正な競争関係の確保状況も含めた当行の業務運営について、全銀協、地銀協及び第二地銀協との意見交換等も踏まえた議論を行うこととし、その結果を適時適切に業務運営に反映するとともに、これらの取組の状況について財務大臣へ報告する。なお、平成 29 年度に実施した民間金融機関との意見交換においては、主に、出向受入による人材育成や、地域金融機関のみでは対応が難しい個別案件におけるノウハウ、観光振興などの地域の広域連携にかかる情報の共有をより一層推進して欲しい旨の期待が寄せられたほか、一部の分野において、適正な競争関係の確保に一層留意して欲しい旨の意見も寄せられたことから、平成 30 年度においても、より多くの地域においてきめ細かな情報提供等を行い、地域の民間金融機関との協働を推進すると

ともに、個別に民間金融機関とコミュニケーションを実施するなど、市場金利水準等をより意識した業務運営に努める。また、アドバイザリー・ボードにおいては、主に、地域のモデルとなるような案件について、地域金融機関にも裾野を広げることを意識して、引き続き取り組んで欲しい旨の期待が寄せられたところであり、地域金融機関との協調で、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開に努めていく方針である。加えて、危機対応業務については、内部統制やコンプライアンスを引き続き維持することについて意見が寄せられており、危機対応業務において量的目標などは引き続き設定せず、全案件の対象要件について営業部店と本部のダブルチェックを行う運営を継続していく方針である。

(3) その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組

・ 民間金融機関やファンド等多様な金融プレーヤーとの協働投融資案件の 組成や業務協力協定の締結などを推進する。

以上